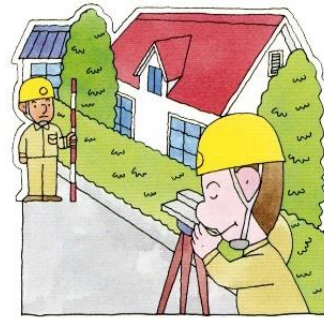


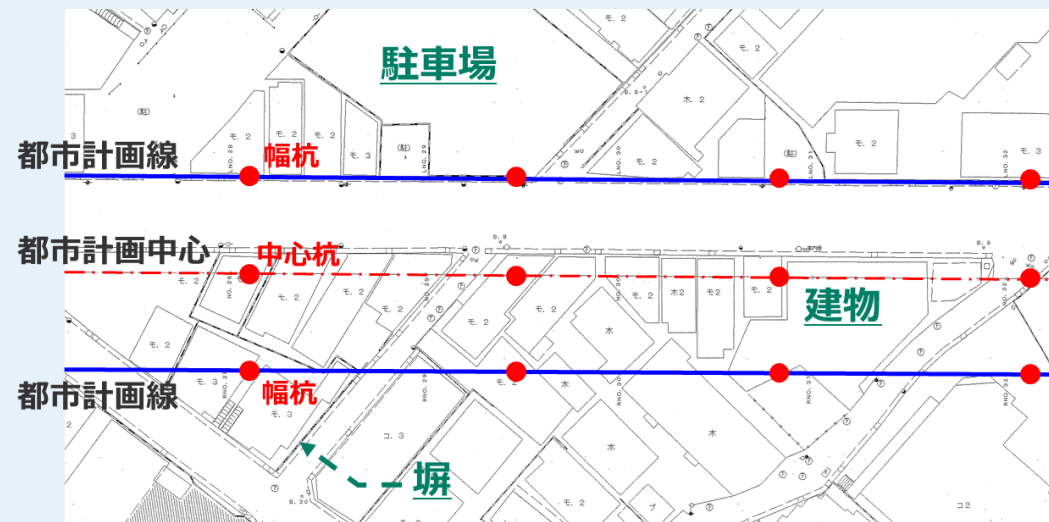
# 現況測量の実施

## 現況測量とは

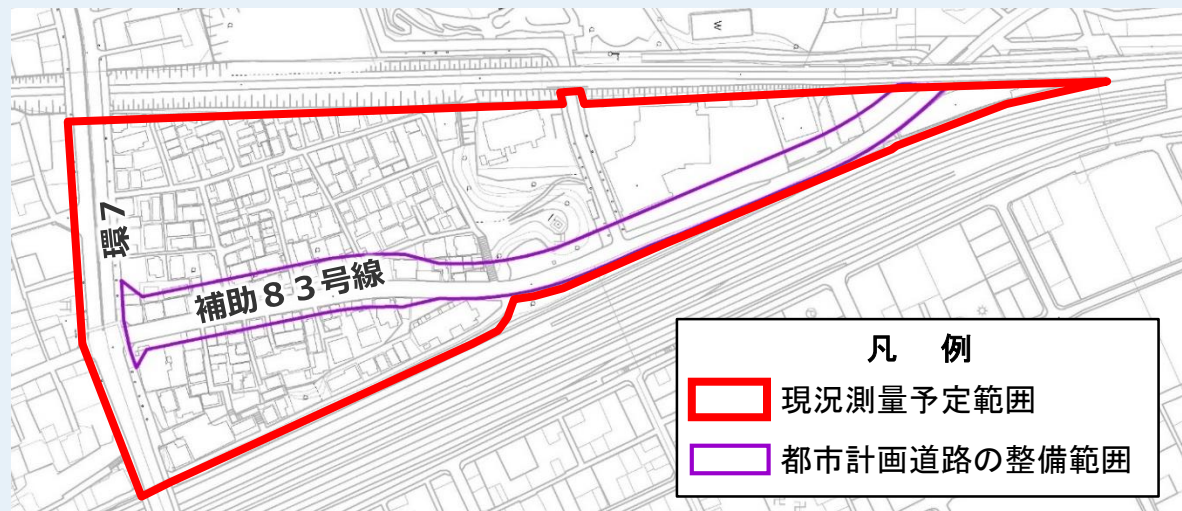
- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀および道路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- 出来上がった図面に都市計画線を書き入れ、計画道路の位置を明らかにします。
- 道路の中心や幅を示す杭の設置及び縦横断方向の高さを測量します。



## 現況測量作業のイメージ



## 現況測量の範囲



凡 例	
	現況測量予定範囲
	都市計画道路の整備範囲

この資料で使用している図面は以下承認を得て作成したものである。  
 「(承認番号) 5都市基街都第11号、令和5年4月17日」  
 「この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第218号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

## お問合せ

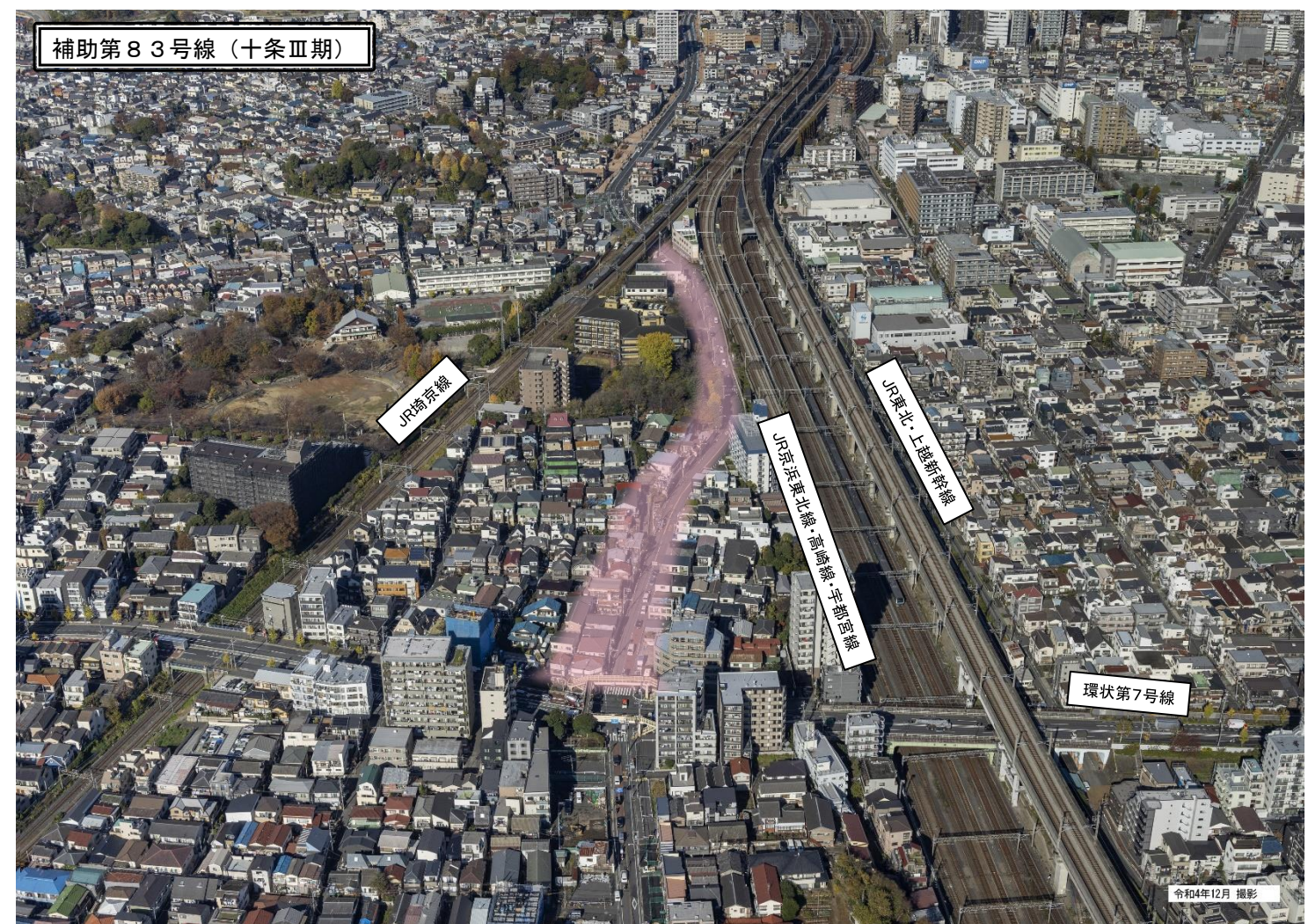
(事業に関すること) 東京都都市整備局市街地整備部企画課 TEL 03-5320-5121 (直通)  
 (測量に関すること) 東京都第一市街地整備事務所事業課 TEL 03-3534-3420 (直通)

(メールでのお問合せ) S0000392@section.metro.tokyo.jp 企画課宛  
 ※件名に「補83(十条Ⅲ期) 問合せ」と記載してください

# 東京都市計画道路 補助第83号線(十条Ⅲ期) 事業概要及び測量について



## 環状第7号線～JR埼京線高架下間



※この計画範囲は、航空写真の上に置いたイメージです。実際の位置は今後、検討していきます。



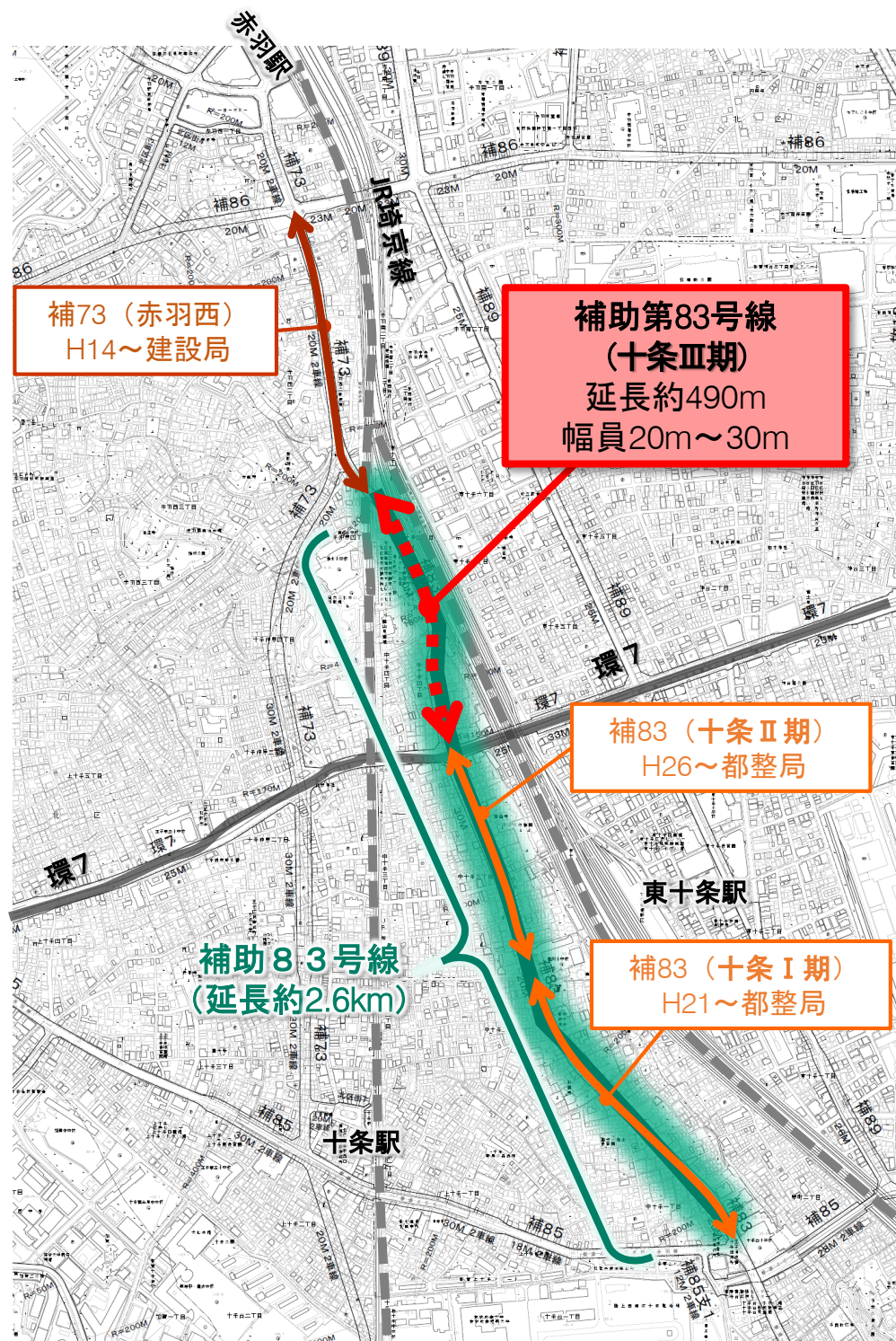
# 計画概要

## 補助第83号線

補助第83号線は、北区滝野川二丁目から北区赤羽西三丁目に至る延長約2.6kmの都市計画道路です。

このうち、環状第7号線以南については事業中であり、残された環状第7号線～埼京線高架下間（以下、「補助第83号線（十条Ⅲ期）」という。）について、早期事業化に向け、具体的な検討を深めるとともに、現況測量等、道路整備に向けた準備を行なっていきます。

### 位置図



# 道路整備の流れ

準備期間

令和5年7月  
事業概要及び測量説明会

現況測量の実施

用地測量説明会

用地測量の実施

事業認可

用地説明会

土地・家屋等調査

用地折衝・協議

契約・補償金支払い

移転・用地引き渡し

工事説明会

道路工事・完成

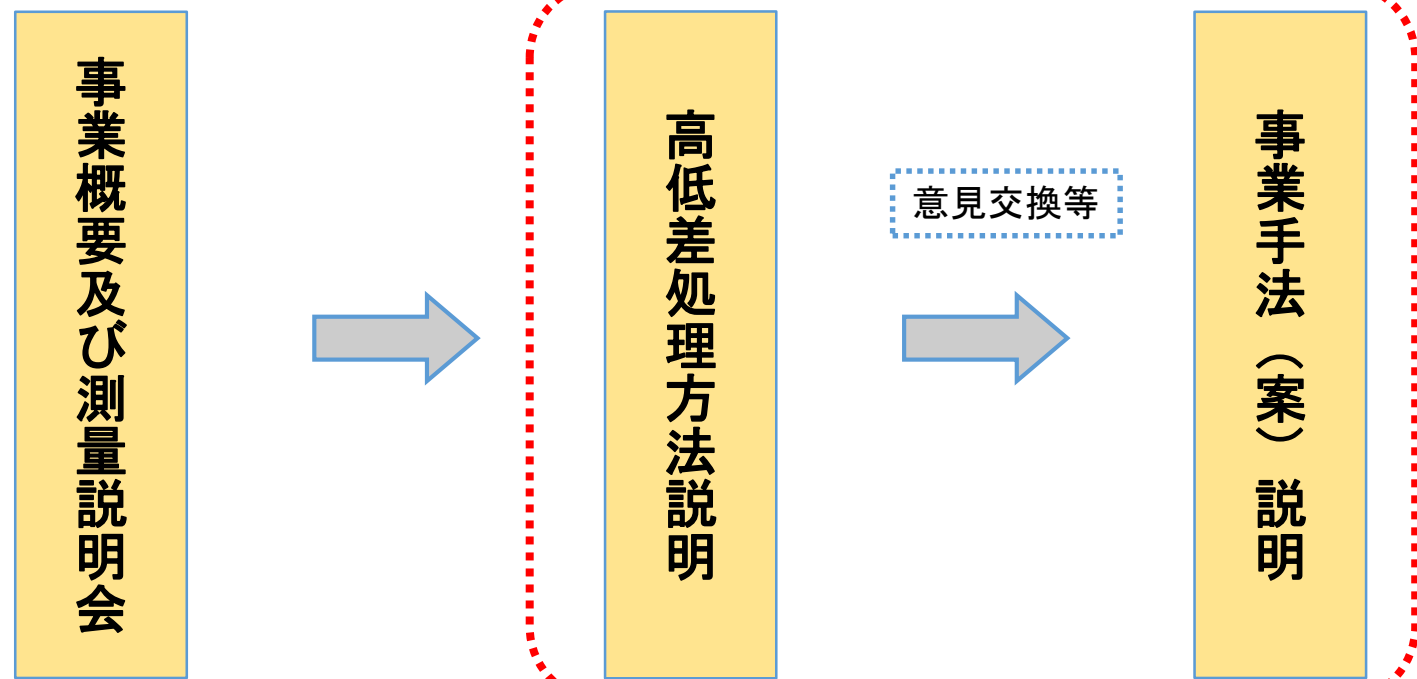
事業期間



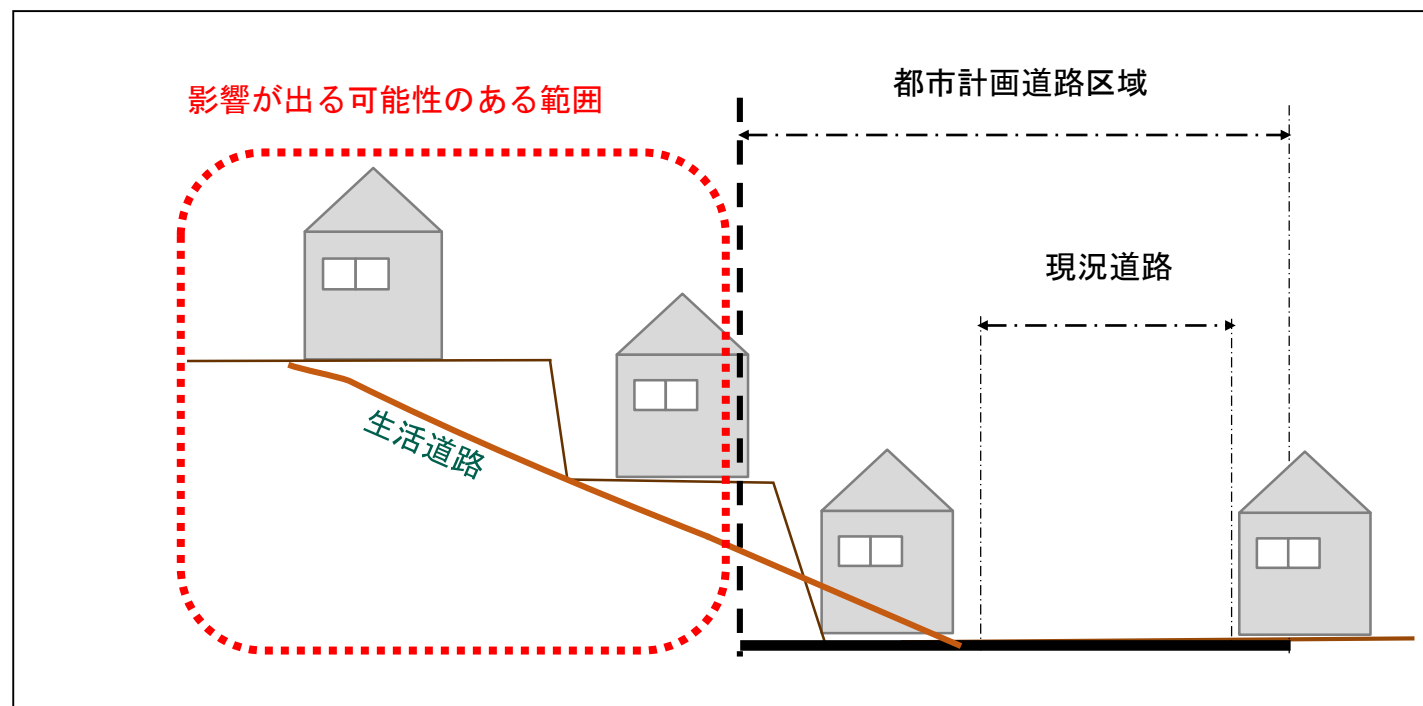
# 沿道の課題解決についての進め方

令和5年7月

影響の出る可能性がある方



※対象の方には東京都より別途ご連絡いたします



都市計画道路区域外にお住まいで、影響が出る可能性のある権利者の方を対象に、住宅へのアクセス機能の確保、高低差処置に伴う、沿道の整備方法や事業手法についてご説明する機会を設けさせていただくとともに、話し合いをしながら進めていきたいと考えております。

# 補助第83号線整備の整備効果

歩行者・自転車・自動車が安全・安心に利用できる道路空間の確保

- 広い歩道や自転車通行空間を整備することで、歩行者や自転車、自動車の通行を区分し、混在を解消



道路ネットワークの強化による交通の円滑化

- 事業未着手区間となっている十条Ⅲ期区間を整備することにより、広い歩道や自転車通行空間が整備され、十条Ⅰ期・十条Ⅱ期・北側の補助第73号線区間と連続し、道路ネットワークの強化

電線類の地中化や道路植栽による良好な都市空間の創出

- 無電柱化や植栽の整備により、景観や歩行環境が向上

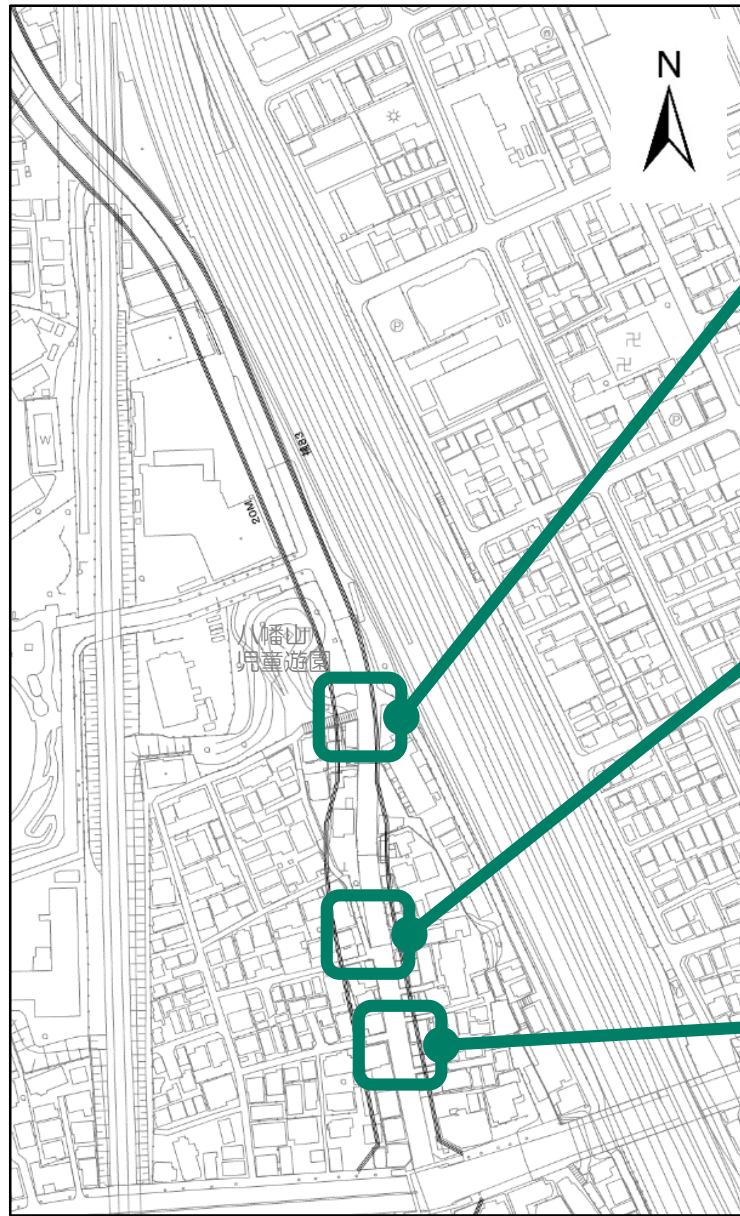
災害時の安全な避難路や緊急車両の通行確保

- 災害時の避難路の確保
- 火災時の延焼防止機能の向上
- 緊急車両の通行性の向上
- 電線類を地中化することにより、災害時の道路閉塞を防止

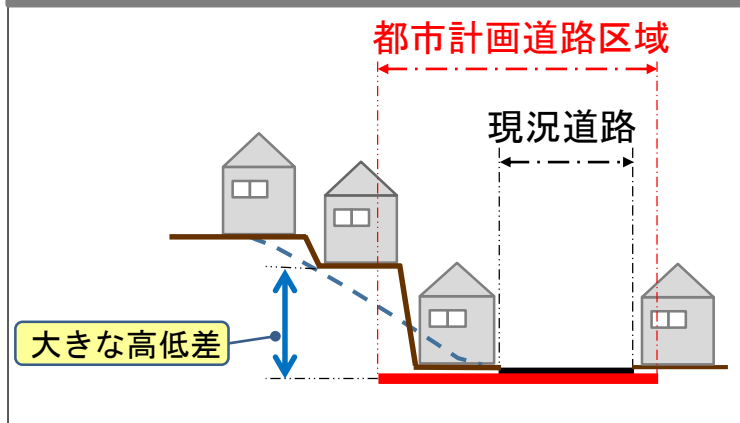


# 補助第83号線(十条Ⅲ期)の課題

## 課題



### 現況イメージ (横断図)



補助83号線(十条Ⅲ期)の特徴として、現在の都道と、西側の宅地に高低差があります。

環状第7号線の北側に行くにつれて、沿道との高低差が大きくなっていきます。八幡山児童遊園の階段付近では、沿道との高低差が最も大きくなっています。

現況道路と沿道宅地との高低差が大きい場所では、現況イメージのとおり、都市計画道路の整備を行うことによって、道路と宅地間の高低差の処理が課題となります。

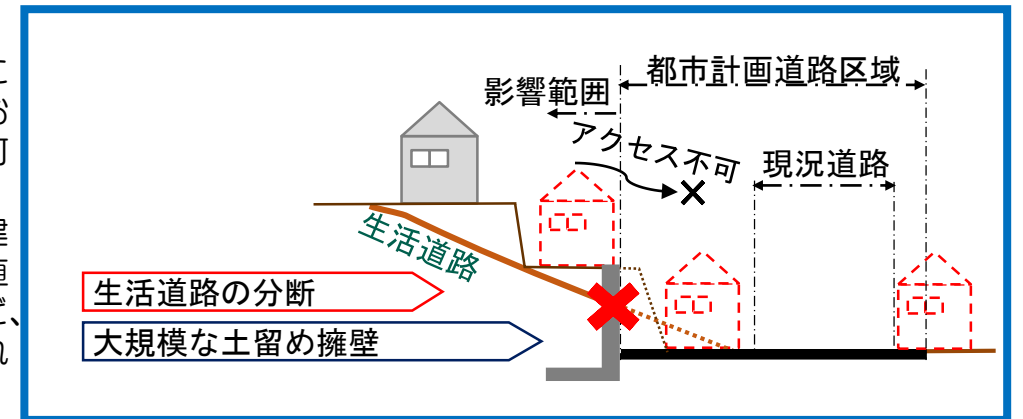
**都市計画道路と宅地間に大きな高低差が生じるため、処理が課題となる**

# 高低差処理のイメージ

## ① 都市計画道路整備 (生活道路分断)

このまま整備した場合、生活道路が都市計画道路に接続できず、これまでどおりの通行機能の確保が不可能

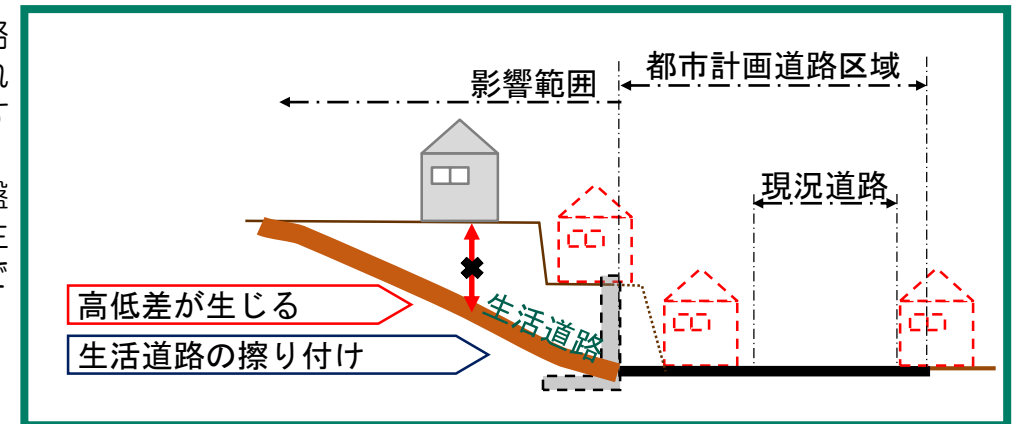
高低差により、沿道の建物から整備した道路への直接アクセスができないなど、沿道の土地利用が制限される



## ② 都市計画道路整備+生活道路擦り付け

生活道路を都市計画道路に擦り付けることで、これまでどおりの機能を維持することが可能

ただし、既存宅地の地盤面と生活道路に高低差が生じ、生活道路にアクセスできない**新たな課題**が発生



## ③ 都市計画道路整備+生活道路擦り付け (その2)

生活道路を擦り付けることで、これまでどおりの機能を維持することが可能であり、さらに適切な規模の土留め擁壁整備、宅地造成を行うことで住宅へのアクセス機能の確保

あわせて、沿道を含めた**一体的整備**を検討

